

樽ヶ橋エリア活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 樽ヶ橋地域の地域資源を活かし、その利活用を図ることにより、樽ヶ橋地域の活性化を促進するため、樽ヶ橋エリア活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的達成のため、市が提示する樽ヶ橋地域の現状分析、課題、問題点及び今後の活性化のための方策等について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者又は団体から推薦された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 新潟県新発田地域振興局
- (2) 副市長
- (3) 胎内市地域整備課長
- (4) 胎内市観光協会
- (5) 黒川地区地域審議会
- (6) 各種団体の推薦する者
- (7) 公募による住民又は利用者
- (8) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上のものが出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務の所管)

第9条 この告示に規定する事務は、胎内市商工観光課が行うものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月7日から施行する。